

特記仕様書(畑地かんがい末端散水器材)

第1章 総則

第1節 一般

- 1 本仕様書は、令和6年度 畑地帯総合整備事業（担手支援） 西光原・国光原1期地区 かんがい散水施設材料調達その1に適用する。
- 2 本仕様書に定めない事項については、「宮崎県農政水産部農業土木工事共通仕様書(令和4年4月宮崎県農政水産部)」に準じる。

第2章 材料

第1節 規格

- 1 使用材料は、すべて日本工業規格(以下「JIS」という。)または、これに準拠したものでなければならない。
- 2 材料の耐用年数は、10年以上でなければならない。

第2節 品質

- 1 使用材料は、納入に先立ちその品質規格寸法等について承認願いを発注者に提出する。
但し、発注者が特に指示したものについてはこの限りではない。
- 2 材料検査に合格したものであっても使用時に損傷変質変形したとき、または発注者が不良品と認めたときは、新品に取り替えるものとする。

第3章 器材規格

第1節 小型自走式スプリンクラー

1 散水器

スプリンクラーは、ノズル吐出圧が0.25Mpaの時に、散水量79.4L/分、散水幅32.0m以上の器種とする。

2 散水台車

台車の構造はアルミ製を標準とし、散水部及び給水ホースが中央部と車輪側の両方に取付可能なものとする。

3 ワイヤ巻取部

- ・使用圧力0.40Mpaの時に、ワイヤの巻取速度が100mあたり6.1時間から7.5時間程度のものを標準とする。
- ・付属部品として通常部品と高速型ギアを配備する。

4 自走ホース巻取機

- ・ホースはポリエチレン管とし口径を40mm、延長を100m程度とす

る。

・送水ホースとの接続はニューカップラー式とする。

5 送水ホース（耐圧ホース）

送水ホースは、口径 **50mm** で、設置収納作業が簡単なフラット型ホースとする。

6 取水施設

・取水部は、給水栓取付側をマチノ式継手(φ**50** メス)とし、ほ場側はニューカップラーと接続できる構造とする。

・ストレーナーはディスク式フィルターとし、取付け口径は **50mm** とする。また、メッシュサイズは、受注後に発注者と協議の上決定する。

7 その他

納入に先立ち設計図書を照査し、配管の接続が妥当か確認し、相違があれば別途協議する。

第2節 散水チューブセット

1 散水器（タイプA）

・作動圧 **0.1～0.25Mpa** の時、吐出量 **1.10～2.60L/分**、散水距離 **5.4～8.0m** の器種とする。

・散水チューブの1巻の長さは、設計書に示すとおりとする。

2 導水ホース

導水ホースは、設置・収納作業が簡単なフラット型ホースとし、常用圧力 **0.7Mpa** 以上の製品とする。

3 取水部

ストレーナーはディスク式フィルターとし、取付け口径は **50mm** とする。また、メッシュサイズは、受注後再度発注者と協議の上決定する。

第3節 吊下げ式スプリンクラー（圧力 **0.20～0.25Mpa**）セット

1 散水器

・標準使用圧力 **0.25MPa** の時、散水量 **2.2L/分**程度、散水幅 **8.0m** 程度の器種とする。

・配置間隔は **2.0m** とする。

・吊下げ式スプリンクラーは全円型タイプとする。

第4章 散水器材の搬入

第1節 運搬

1 器材の積み卸しに際しては、突き放し、放り投げ、引き卸等によっ

て器材に衝撃を与えてはならない。特に両端接続部、塗覆装部を損傷しないように必要に応じて保護を行うとともに、取り扱いは、慎重に行うこと。

- 2 運搬に際しては車体の振動等による器材の損傷を避けるため、ゴムシート、ムシロ等で保護を行うものとする。

第2節 搬入場所

搬入場所については、あらかじめ発注者と打ち合わせを行い、西光原・国光原1期地区及び通山・坂の上地区内の指定する場所に搬入するものとする。

第3節 サービス体制

- 1 機材納入後、水利用（散水）にあたり不具合が生じた場合には、原因を明らかにし、発注者と協議のうえ器財を修理し・交換する等の対応に努めること。
- 2 器財の取り扱いに関して利用者からの問い合わせに対応できるよう、窓口を明確にしておくこと。